

給与所得者異動届出書の記入例③【転勤・再就職により特別徴収継続】

※ 該当者1人につき1枚提出してください。

(明石市提出用)

※ 異動届出書の提出は、15日(金)まで(15日当日は、15時までに)行い、16日(土)以降は、16日(土)の午前9時から午後5時(16日(土)は、15時)まで、明石市役所(本庁)の市民課(1階)で提出してください。

受付印 5		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		整理番号		1	
〒673-8686		明石市中崎1丁目5-1		総務課 給与		特別徴収番号 宛番号	
明石 市町村民 令和5年10月6日		(株)甲野商事		乙葉 花子		特別徴収番号 宛番号	
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)		9876543210000		078-912-1111		0090123456 0001	
フリガナ アカシ イチロウ		新		(イ) 徴収済税額		異動の事由	
氏名 明石 一郎		姓		例) 11月10日納期限分の場合→10月分		※ 事業主及び従業員希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	
生年月日 元号 3 - 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 51 年 1 月 2 日		特別徴収税額 (年税額)		6 月分から 10 月分 9 月分まで 5 月分まで		1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0		49,200		16,400		番号を記入 1	
1月1日現在 明石市本町5丁目4-3		円		円		番号を記入 1	
異動後		円		円		特別徴収継続 一括徴収 普通徴収 (本人が納付)	
異動年月日 令和5年9月30日		円		円		その他の理由を右欄へ記入	

あっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。
退職の日が一月一日以後の方については、本人からの申出がない場合で

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

〒650-0000	特別徴収指定番号	担氏名	新しい勤務先へは、
神戸市中央区上山手2-1-1	0090876543	兵庫 太郎	月割額 4,100 円 を 10 月分
丙野商事(株)	法人番号	078-918-5104	(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
			※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
			受給者番号
			納入書の要否
			番号を記入 <input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要

新しい勤務先にて、何月分から月割額を徴収するのか、左欄に必ず記載してください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収)

③ 普通徴収の場合 (一括徴収しない場合)

【例】 転勤前の会社で8月まで徴収する場合

- (ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200円 (6月から翌年5月分)
- (イ) 徴収済税額 (前勤務先で特別徴収する額) 16,400円 (6月から9月分)
- (ウ) 未徴収税額 32,800円 (10月から翌年5月分)

※ (ウ) の未徴収税額を新勤務先で特別徴収します。

市町村民税	5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他

※ 異動届出書は、明石市ホームページからダウンロードできます。
※ 異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。